

パブリックコメント手続を定めました



市では、市民の皆さんのご意見やお考えを政策の立案などに反映させるため、さまざまな方法により、市政への市民参画に取り組んでいます。

このたび、その方法の一つとしてパブリックコメント手続を定めました。なお、今年度は、6つの案件(表1参照)について同手続を活用していく予定です。

この手続により、市の政策形成において公正性の確保、透明性の向上を図るとともに、市民の皆さんとの協働のまちづくりをさらに推進していきます。

今回は、その概要をお知らせします。

※問い合わせ 市民相談課(☎2998-9092・FAX 2998-9041)

施行・政策決定

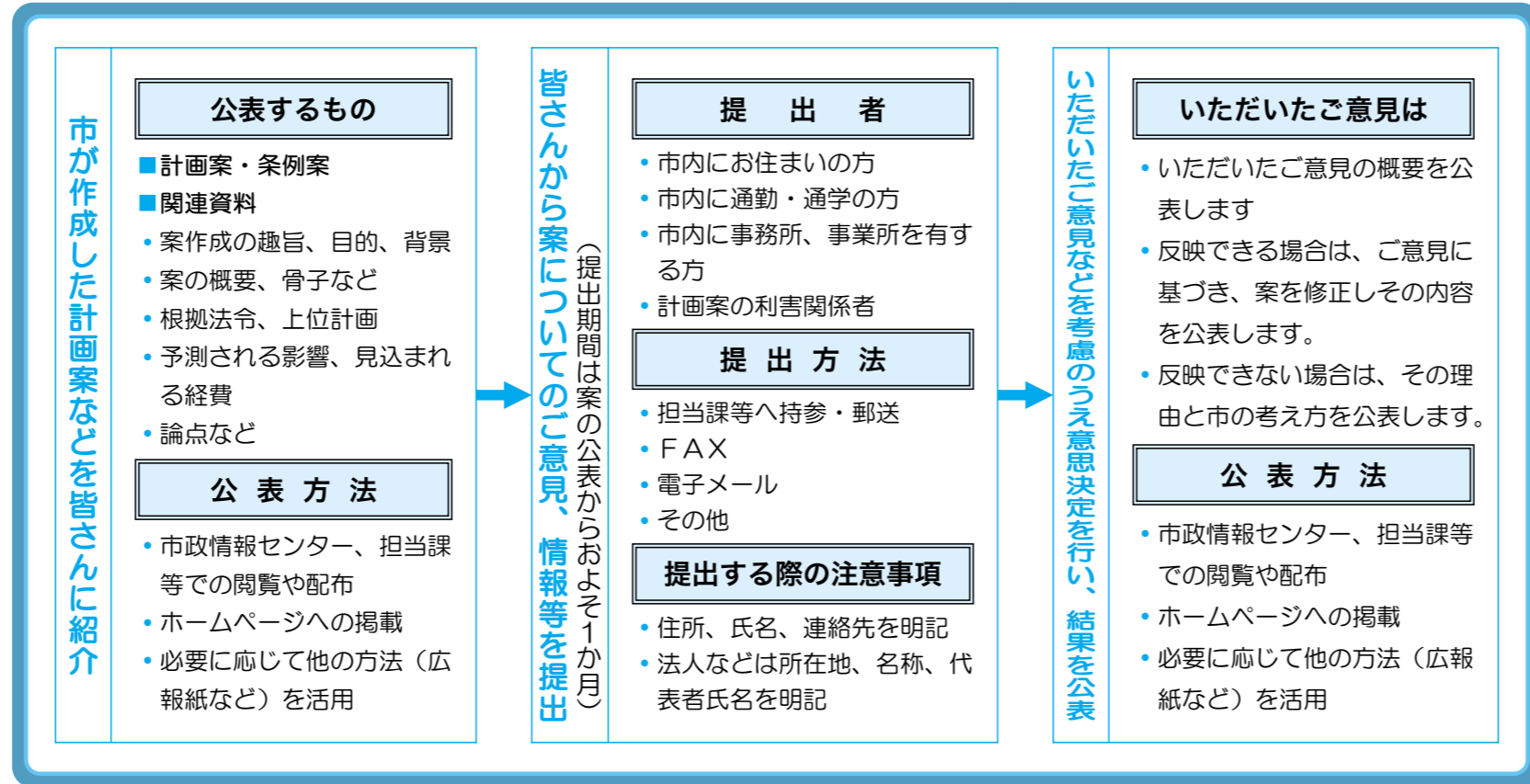
議会の議決を要するものは議会へ提案・議決

パブリックコメント手続を経たあとに最終決定

直接市政に反映させる、意見募集制度です

あなたのご意見を

パブリックコメント手続の流れ



市長インタビュー

パブリックコメント手続が始まります

●パブリックコメント手続を実施することで、どんなことが期待できるのでしょうか。

斎藤市長 パブリックコメント手続については、地方分権が進む中、住民自治を行っていくうえで、大切な役割を果たすものと考えております。

これまでも市民の皆さんのご意見やお考えを政策の立案などに反映させてまいりましたが、この手続により市民生活にとって重要な施策については、すべて原案を公開してご意見をいただくこととなりますので、政策形成過程が一層透明になるとともに、公正性も確保されるものと考えております。

●この手続きの効果をあげるために、どのようなことをお考えですか。

市長 市民の皆さんから案についてのコメントをいただくためには、ご検討していただく十分な時間が必要であり、案件を予告するなど、できるだけ早くお知らせしていきたいと思っております。また、案以外に、ご理解していただくための資料など必要なことから、わかりやすい関連資料もできるだけ提示していきたいと考えております。

なお、お寄せいただいたご意見につきましては、真摯に受けとめ十分検討のうえ、政策にかかわる最終的な決定を行います。その過程において市はどのように考え、どのような点を考慮したのか、そしてどう判断したのかをきちんと説明させていただき、行政の取り組みをご理解いただけるように努力してまいります。

制度の導入に際して、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

パブリックコメント手続とは?

パブリックコメント手続とは、市が基本的な政策の意思決定を行うおとす際に、その案を公表したうえで、広く市民の皆さんからのご意見や情報の提出を受ける機会を設けます。

また、いただいたご意見などを考慮して政策を決定するとともに、提出していただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表していきます。

市では「所沢市パブリックコメント手続実施要綱」を定め、7月から実施していきます。

パブリックコメント手続の主な内容

- 手続を定めた目的(第1条) 市の政策形成過程において公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の皆さんの市政への参画と協働のまちづくりの推進に資することを目的としています。
- この手続を実施する機関(第2条) この手続を実施する機関は市のすべての執行機関で、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および水道事業管理者です。



- ◆意見を出してできる方(第2条)
 - ①市内に住所を有する方
 - ②市内に通勤または通学する方
 - ③市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 - ④市税の納税義務を有する方
 - ⑤パブリックコメント手続にかかわる事業に、利害関係を有する方

- ◆手続の対象となるもの(第3条)
 - ①市の施策に関する基本的な計画(市が設置する重要な施設にかかわる計画を含む)の策定または改定
 - ②市の施策に関する基本的な方針を定める条例または市民等に義務を課し若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定または改定
 - ③特にパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの

- ◆適用の除外となるもの(第4条) 政策などの策定にあたり、実施機関の裁量の余地がないと認められるものや法令などにパブリックコメント手続と同様な手続が定められているもの

- 意見などの取り扱い(第8条) 市民の皆さんからのご意見を考慮して意思決定をするともに、そのご意見やご意見に対する市の考え方、案を修正したときはその修正内容を公表します。
- 実施状況の公表(第9条) パブリックコメント手続を実施している案件については、一覧を作成し、公表します。

■表1 平成17年度にパブリックコメント手続の実施を予定している案件

件名	実施予定時期	計画の概要	担当課・問い合わせ
男女共同参画計画(案)	8月	女性も男性もだれもが自分らしくのびやかに暮らせる所沢市を目標として、新たな男女共同参画計画を策定します。平成18年度～22年度に取組む「わたしたちの行動指針」や「市民インタビューの声」などを盛り込み、わかりやすい計画にします。	男女共同参画室(☎2998-9150・FAX2994-0706)
第4次所沢市総合計画後期基本計画(案)	10月	総合計画は、地方自治法に策定義務づけられた市全体の計画です。基本構想(計画期間:平成13年度～22年度)・うるおい・活力ある生活文化都市を実現するために、平各分野の基本方針や施策体系、主要事業を明らかにしていきます。	政策企画課(☎2998-9027・FAX2994-0706)
所沢市環境基本計画(改定案)	10月	環境への負荷の少ない地域社会の実現に向け、環境の保全断片的に推進するため平成11年度に策定したもので、計画期間計画ですが、変化する社会情勢や環境状況に的確に対応できるものとするための改定です。	環境総務課(☎2998-9133・FAX2998-9394)
第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)	10月	市民の皆さんがいつまでも安心して暮らしつづけることを健康福祉および介護保険事業の実施に係る総合計画です。同計画は、3年ごとに見直しをしを策定するものです。	高齢者いきがい課(☎2998-9120・FAX2998-1147)
健康日本21所沢市計画(案)	11月	「みんなで作る健康のまち所沢」を目指し、『快適なめざキーワードに、年代層別の行動計画の策定と支援ネットワークは、平成18年度～22年度の行動計画を策定します。	成人保健課(☎2991-1811・FAX2995-1178)
第3次生涯学習推進計画(案)	11月	豊かな生涯学習社会の構築をめざして、市民のライフステージに合わせた学習機会の充実やまちづくりにむけた生涯学習の振興と学習環境づくりを進めるための計画を策定します。今回は、平成18年度～22年度の計画を策定し、生涯学習施策を総合的に推進していきます。	生涯学習センター(☎2924-2954・FAX2924-2831)

市民に向けた勉強会の開催を

町田のり子さん(松葉町在住)

私は、男女共同参画社会の勉強会に参加することをきっかけに、同計画策定のための市民パートナーとして活動する機会に恵まれました。この手続は、政策などを公表して意見を求める制度と聞いています。市としても、さまざまな行政の分野で、市民に向けた勉強会なども開催していただきたいですね。この手続が始まることで、計画策定に参加するメンバーの中にも緊張感が出てくるとともに、やりがいも生まれてくると思います。

健康づくり計画に参加して

加藤忠洋さん(堀之内在住)

私は、健康日本21所沢市計画策定委員として、壮年期(35歳～55歳)部門の健康について、ほかの委員の皆さんと激論を交わしています。さまざまな立場から意見を出し合うことで、型にはまらない斬新なアイデアが生まれます。市も、縦割りでものを考えるのではなく、弾力的に横の連携をとって市民のアイデアに応えていただきたいですね。この手続を通して、私たちが策定した計画を、皆さんに紹介できる日が楽しみです。

- 意見などの提出方法(第7条) 住所、氏名、連絡先を明記のうえ、郵送、FAX、電子メール等で提出していただきます。
- 案を公表する時期(第5条) 案を公表する時期は、政策などの最終的な意思決定を行う前、市民の皆さんなどのご意見をいかにする適切な時期に、施策などの案と関係資料を公表します。
- 案の公表方法(第6条) 市政情報センターや実施機関が指定する場所での閲覧・配布、市のホームページへ掲載するほか、広報紙や他の方法を活用してお知らせします。
- 意見などの提出方法(第7条) 住所、氏名、連絡先を明記のうえ、郵送、FAX、電子メール等で提出していただきます。
- 要綱などの全文については、市ホームページ(アドレスは表紙参照)でもご覧いただけます。